

平成26年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成26年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月12日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
中坊 陽議員	7
1 子育て支援政策の放課後児童クラブについて	
2 空き家・空き地対策について	
岡田久雄議員	11
1 「延長保育事業」実施及びチャイルドシート購入補助について	
2 「地域包括ケアシステム」の構築について	
谷田利一議員	14
1 職員研修について	
2 「学校司書」の配置について	
西島寛道議員	17
1 IT教育について	
丸山久志議員	21
1 都市計画について	
谷田 操議員	23
1 有害鳥獣被害について	
2 防災訓練について	
報告第10号 専決処分の報告について	29
議案第37号 平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保	

	「除、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	3 2
議案第 3 8 号	平成 2 5 年度井手町水道事業会計決算認定の件	3 2
議案第 3 9 号	平成 2 5 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件	3 2
議案第 5 2 号	井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件	4 0
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	4 0
議案第 4 2 号	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件	4 1
議案第 4 3 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	4 1
議案第 4 8 号	平成 2 6 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）	4 6
議案第 4 9 号	平成 2 6 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）	5 0
議案第 5 0 号	平成 2 6 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）	5 0
議案第 5 1 号	平成 2 6 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）	5 1
散会		5 2
署名議員		5 3

第 2 号（1 2 月 1 9 日）

応招・不応招議員	5 5	
出席・欠席議員	5 5	
出席事務局職員	5 5	
出席説明員	5 5	
議事日程	5 7	
開会	5 8	
会議録署名議員の指名	5 8	
議案第 4 2 号	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件	5 8
議案第 4 4 号	井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する	

	る条例の一部を改正する条例制定の件	6 0
議案第 4 5 号	井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 2
議案第 4 6 号	井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	6 6
議案第 4 7 号	井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	6 7
発議第 8 号	「手話言語法」制定を求める意見書	6 8
発議第 9 号	京都府老人医療費助成制度の継続を求める意見書	7 0
	閉会中の継続調査の申し出について	7 2
	閉会	7 2
	署名議員	7 3

第 1 号（平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成26年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年12月12日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年12月12日午前9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成26年12月12日午後2時27分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	岩田	剛	8番	中坊	陽
----	----	---	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	森田	肇			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保 健 医 療 課 長	小川 淳一	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美
建 設 課 参 事	畑中 智博	産 業 環 境 課 長	野田 昌司
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成26年12月12日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について
- 第6 議案第37号 平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第38号 平成25年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第8 議案第39号 平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第9 議案第52号 井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件
- 第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第11 議案第42号 井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件
- 第12 議案第43号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第48号 平成26年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第14 議案第49号 平成26年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第15 議案第50号 平成26年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第16 議案第51号 平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成26年12月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待いたします。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者はじめ、関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成26年12月井手町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、4番、岩田 剛議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの14日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件6件、平成26年度補正予算4件、同意案件1件、専決処分の件1件、諮問案件1件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をしたい旨申

し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3カ月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私もこの間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望等を聞かせていただきましたし、町政への期待の大きさも再認識することができました。

これからも、健全財政を維持しながら住民サービスを後退させることなく、もし歳入が不足する事態になっても、これまで積み立ててまいりました基金を有効に活用しながら、本町が抱えております課題の解決や住民の皆様からお聞きしたことなどをできるだけ予算に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件ほか、12件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第42号は、ペット霊園の設置や管理などを適正に行うための条例の制定であります。

議案第43号は、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第44号は、井手町放課後児童クラブの対象を小学4年生から6年生まで拡大するための条例の一部改正であります。

議案第45号は、井手町野外活動センターの施設利用料に消費税等相当額を反映するための条例の一部改正であります。

議案第46号は、出産育児一時金等の見直しに伴う条例の改正であります。

議案第47号は、児童扶養手当法が一部改正されたことに伴う条例の一部改正であります。

議案第48号は、平成26年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5,270万1,000円の増で、補正後の一般会計予算は39億4,71

5万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、議会関係では、対面式演壇の設置費用に100万円計上いたしております。

次に、総務関係では、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修に104万5,000円、来年度執行予定の京都府議会議員一般選挙費に206万1,000円それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係では、各種事業の精算等による返還金に50万円計上いたしております。

次に、農林水産業関係では、農地法の改正に伴う農地台帳システム整備に183万6,000円、井手土地改良区が管理する大正池取水堰の浚渫工事の補助に22万8,000円それぞれ計上いたしますとともに、大正池グリーンパーク周辺で松くい虫による立ち枯れや森林病害虫による被害が発生していることから、その防除費用に24万円計上いたしております。

次に、教育関係では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規の整備に50万円、京都府指定・登録文化財等の保護のための助成に87万円それぞれ計上いたしております。

次に、災害復旧関係では、8月の台風及び豪雨により被災した河川の災害復旧事業に2,700万円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2,035万円、寄附金3万円、地方交付税2,102万1,000円、町債1,130万円計上いたしております。

議案第49号から議案第51号までの3件は、いずれも平成26年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第52号は、任期満了に伴う多賀財産区管理委員の選任について、ご同意願いたく提出するものであります。

報告第10号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては

では、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から11月分例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受領し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受付順とします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。

事前通告しております2点について、一般質問を行います。

1点目に、子育て支援政策の放課後児童クラブについてお伺いいたします。

国内の小学生人口は、昭和58年の1,174万人から平成25年には668万人と、30年間で40%以上減少している状況です。

今後の経済社会を支える世代が減る中、子供たちの放課後が充実した生活環境の中で能力を十分に発揮できる子育て支援の環境とまちづくりが、強く求められています。そのような中、本町においては本年9月議会で井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。

そこで、子育て支援策の一環として平成15年から取り組まれている本町の放課後児童クラブの現状と今後の運営について、考えをお伺いいたします。

2点目に、空き家・空き地対策についてお伺いします。

全国的な少子高齢化により、空き家、空き地が増加傾向にあり、対策が求められています。空き家の管理不足により、建物自体の崩壊、外壁や瓦の落下の危険性、ほかにも火災等の防災面、防犯上の問題などが考えられます。

空き地の管理不足は、景観上の問題だけでなく、イタチやネズミの発生などの衛生面での問題も発生します。住民の安全と安心にかかわる生活環境への悪影響を与える大きな社会問題となっています。対策強化が求められている中、条例制定や撤去費用を助成する自治体もあります。

そこで、本町の①空き家・空き地の現状について、②国や府の対策支援施策について、③活用や適正管理の課題と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 私の方からは、1点目の子育て支援政策の放課後児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

本町におきましても、小学生の児童数は、昭和58年の923人から平成25年には372人となり、この30年間で大きく減少している状況にあります。今日の少子化社会にありまして、学校教育の充実も含めまして、子育て支援の環境づくりというものは重要な課題であると、このように認識しております。

ご質問いただきました井手町放課後児童クラブは、平成15年度から町内2カ所で設置し運営してきているものであり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から4年生までの児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている事業でございます。

活動内容につきましては、平日は、学習や読書などの室内活動や、校庭、体育館でのボール遊びなどを行っております。土曜日や長期休業中は長時間の活動となりますので、昼食や昼寝の時間を設けるなど、児童の健康や安全に配慮しながら運営を行っております。

利用状況につきましては、40名定員ということですが、平日の1日平均で、開設当初の平成15年度は、井手小クラブは約14名、多賀小クラブは約7名、平成25年度は、井手小クラブは約18名、多賀小クラブは約20名、こういった平均の利用人数でございます。土曜日や長期休業日は、平日に比べて利用人数が減少する傾向にあります。日々の利用実態につきまして

は、毎日利用する児童がいる一方、習い事やほかの活動、保護者の就労の関係等により、週のうち何日かを利用する児童もあり、日によって利用人数が変動する状況にあります。

今後の運営についてであります。本年9月に制定された井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、来年4月から対象児童を小学校6年生まで拡大したいと考え、条例改正を今議会に提案させていただいております。また、開設時間の延長につきましても現在検討しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 2点目の空き家・空き地対策についてでございますが、空き家の現状につきましては、現在、空き家と思われる家屋が約160戸ございます。

続きまして、国や京都府の対策支援施策についてでございますが、京都府においては、空き家問題への対応について、多様な主体が協働して取り組むことが効果的であるとして、平成25年9月に府関係課や府内市町村、NPO、学識経験者などで構成する空き家解消協働プラットフォームが設置されました。本町もこの空き家解消協働プラットフォームに参画し、京都府の空き家総合対策の検討状況や市町村の現状などの把握に努めてきたところであります。

また、全国的に適切な管理が行われていない空き家が増加し、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で問題化していることに鑑み、全国町村会を通じて、市町村が地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等のため空き家等対策を適切かつ円滑に実施できるよう、国へ要望してまいりましたところ、11月19日、国において、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立いたしました。

今回の特別措置法では、市町村が行う空き家対策を円滑に進めるための経費に対する補助や、地方交付税制度の拡充、必要な税制上の措置などを講ずるものとなることとなっております。また、市町村の権限も強化されたことによりまして、周辺的生活環境に著しく悪影響を与えるような空き家につきましては、立入調査や、その所有者に対して修繕や撤去を命令できるように

なったほか、これまで課題となっておりました所有者の特定に関しましても、固定資産税の課税情報の利用が可能となったものでございます。

今後におきましては、この法律を有効に活用して、空き家問題が解決するよう努力してまいりたいと考えております。

なお、空き地の現状につきましては、特段調査しておりません。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） まず、1 点目の放課後児童クラブなんですけども、6 年生まで対象を広げるということで、子育て世代については大変朗報であると考えております。その中で、今、利用状況、教室に余裕があるようですけども、どれだけふえるかわかりませんが、万が一、今の教室、1 教室ずつ井手小、多賀小、使われてますけども、そのたらず米には、教室の確保ができる状態なのかどうか。それと、利用料金についての改正は予定されているのかについてお伺いします。

それと、2 点目については、特別措置法ができたということで、町の方としても、今後対策がとりやすいようになったように思います。やっていくという答弁をいただきましたけども、なお一層の対策をしていただくように、これは要望しておきます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 中坊議員の再質問にお答えいたします。

対象学年が拡大しますので、一定人数の増加ということが見込まれると思いますけれども、既に井手小クラブでも、本来 1 教室 2 名でいいところを、3 名あらかじめ配置しまして、利用者が多い場合は急遽の対応ができるように、そういう方法をとっております。その場合の分教室的にもう 1 教室確保ということは行いながら、日々の利用人数はそう多くないですから、実際それが稼働することはなかったわけですけども、そういった対応をしておりますが、多賀小においても、利用者が多い場合は教室確保をできるように話を進めておりますし、それは可能な状況でございます。人数が多い場合は、井手小と同様の指導員の配置というのも計画していくことが必要であろうかと思っております。したがって、教室も指導員体制も、そのような対応でいき

たいと思っております。

それから、料金の改正については、予定はございません。

以上でございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄。事前に通告しておりました次の2点につきまして質問いたします。

まず最初に、延長保育事業実施及びチャイルドシート購入補助について質問します。

女性が働きながらの子育ても、今や当たり前のようにになりました。無理はしたくないけれど、仕事は続けたいし、子供も産みたいという人が両立できるようにならないと、女性が輝く社会も少子化問題も解決しないのではないのでしょうか。

近隣市町では、保護者の勤務時間や通勤時間等のやむを得ない事情により、午後6時を超えて保育を必要とする児童のために延長保育事業を実施している保育園もあります。また、出産には高額の出産費用がかかり、現在は出産育児一時金で42万円が保険から支払われていますが、その後の子育てには何かとお金がかかってきます。中でもチャイルドシートは、乳幼児の健診や買い物など、乳幼児と一緒に車で移動する際に必要となるもので、早急に用意しなければなりません。私のもとにも、子育て世代の方から延長保育事業の実施やチャイルドシート購入の補助を望む強い声が寄せられています。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町における延長保育事業実施についての考えをお伺いします。2、チャイルドシート購入補助についての考えをお伺いします。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。

内閣府が発表した平成25年版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対して、2025年は18.0%になると予想されています。

このように高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新し

いケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題です。

このような状況の中、在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整え、両サービスの連携を促進する医療介護総合確保推進法が、本年6月に参議院本会議で成立しました。

同法は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域において効率的で質の高い医療、介護の提供体制を構築するために、医療法や介護保険法などの関連法を見直したものです。具体的には、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、生活支援サービスなどを一体で受けられる地域包括ケアシステムの構築を掲げています。地域包括ケアシステムは、地域の実情、特性に合った仕組みづくりを構築しなければなりません。

そこで、次のことについて質問します。

1、地域包括ケアシステムの概要についてお伺いします。2、地域の関係機関の連携体制、在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野への人材確保など、本町の地域包括ケアシステムの取り組み状況及び今後の計画、課題についてお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘） 岡田議員のご質問にお答えします。

1点目の延長保育事業実施及びチャイルドシート購入補助についてですが、まず1点目の延長保育事業実施につきましては、現在、本町の保育時間の通常保育は午前8時から午後4時までの8時間とし、また延長保育時間は、早朝託児は午前7時30分から実施しており、延長託児は午後6時までで、合わせて最大で10時間30分までの保育運営を実施しているところでもあります。

今回の子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度におきましては、保育の利用時間の基準につきましては、フルタイムの就労を想定した保育標準時間を最長11時間とし、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間を最長8時間とした区分に設定されたところでありまして、本町におきましても、平成27年度から国が定める保育標準時間で実施してまい

りたいと考えております。さらに、保育サービスの充実を図るため、保育時間の延長につきましても、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目のチャイルドシート購入補助につきましては、今年度のバリアフリー検討委員会の中で、子育てサークルからチャイルドシート購入補助の要望が出されておりますので、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための施策として、新年度からチャイルドシートの購入補助を実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目の地域包括ケアシステムの構築についてであります。一つ目の地域包括ケアシステムの概要につきましては、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築することにあります。

京都府においても、オール京都体制での京都式地域包括ケアシステムの実現に向け、平成23年6月に京都地域包括ケア推進機構が設立されています。

井手町においては、地域包括支援センターを中心に、京都府とも連携しながら、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らせる町の実現に向けて、医療・介護・福祉の連携を図っているところであります。

次に、二つ目の地域の関係機関の連携体制等につきましては、まず、現在の取り組み状況のうち地域の関係機関の連携体制については、高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるように、地域包括支援センターを中心として高齢福祉課、保健センター、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、老人福祉施設の職員で、各種サービスの総合的な調整、推進、個別ケース会議等、総合調整を目的とし、毎月、地域ケア会議を行っているところであります。

在宅医療提供体制の整備については、京都地域包括ケア推進機構が中心となり、在宅療養あんしん病院登録システムの制度や在宅療養コーディネーター養成研修などが行われ、入院から在宅、在宅から入院への連携について体制を整えているところであります。

認知症に関しては、認知症疾患医療センターに認知症疾患医療連携協議会

が設置され、疾患医療センターと市町村、病院や介護関係機関等が連携を図っております。

介護予防の充実については、現在、介護予防事業として、65歳以上の一般高齢者を対象とした一次予防事業を老人福祉センター玉泉苑及び賀泉苑において、転倒予防等を目的とした運動教室、やまぶき体操クラブを実施しております。介護予防チェックリストの結果、生活機能低下のおそれありと判定された方を対象とした二次予防事業の元気アップ教室や、地域の交流や生きがいを持った生活を送れるように、社会的孤独感の解消を目的とした高齢者生きがい通所事業や、認知症予防を目的として脳のトレーニングやゲームを取り入れた脳活性化教室スリーAなどの教室を実施しております。

また、地域の公民館等で実施されているミニサロンに介護予防に関する講師等を派遣する地域活動支援事業も実施しております。

次に、関係分野への人材確保については、本町では介護職員を対象とした研修等の情報提供に努めておりますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、今後必要となります介護人材の確保、定着に向けた取り組みを京都府が進められておりますので、本町といたしましても、引き続き住民の方への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

今後の計画と課題については、介護保険法の改正により、介護認定で要支援の方のデイサービスとホームヘルプサービスは、平成29年度をめどに、現在行っている介護予防給付から地域支援事業に段階的に移行することとなっています。今後、高齢者保健福祉計画策定に係る会議の中で、8月に実施いたしました介護保険事業計画の策定のための高齢者ニーズ調査での地域の抱える課題やリスクを抽出し、また、地域包括支援センターにおける平時のさまざまな業務や地域ケア会議などで明らかになっている課題を整理分析したデータをもとにして、地域の関係者と十分な意見交換を行い、地域支援事業の見直しを含めた具体的な取り組み内容について協議していきたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一。私の方からは、2点についてご質問い

たします。

1 点目、職員研修についてでございます。

職員教育の徹底化は難しいとは思いますが、より一層の対策、対応を考えてほしいと思います。

住民からは、窓口立つと、最初に「何の要件でしたか」という言葉の対応です。まず最初は、「おはようございます」とか「こんにちは」ではないでしょうか。現在の窓口の対応が、受付の教科書に書かれたマニュアルどおりで、「窓口の対応に温かみがなく冷たい」との苦情を多く聞きます。また、受付でのたらい回しがないように、内容を聞き担当した職員が最後までできる限りサポートする接遇対応をできるようにしてほしいとの苦情もお聞きします。今や小学生でも挨拶運動が行われていることから、職員もおもてなしの心、温かみのある接客の必要性を感じます。

そこで、一つ目、全職員を対象に接遇研修を、最近5年間にどのような内容でされてきたのか、二つ目、今後の臨時職員を含めた職員の接遇向上についてはどのようにされるのかをお伺いいたします。

2 点目、学校司書の配置についてでございます。

新学習指導要領でも、全教科にわたって言語力の育成を図ることを掲げ、学校図書館の役割が高まっています。

過日に全国一斉学力テストの結果が発表されましたが、あるデータでは、小・中学校では、学校図書館に学校司書が配置され、継続的に学校図書館を活用した授業づくりをしている学校は、学校司書がない学校より成績がよいと明らかにされています。私の思いとしましては、読書活動を通して、子供たちに文章を読んで内容を理解する力や、内容をまとめて書く力を向上させ、生きる力を育成することが重要と思います。

そこでお伺いします。一つ目、本町の各学校の学校司書の配置人数及び日数・時間はどのようになっているのか、二つ目、近隣市町の学校司書の配置状況はどうかをお伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の職員研修についてであります。まず一つ目の、全職員を対象に

接遇研修を最近5年間にどのような内容でされてきたのかにつきましては、本町では、職員の役職や在職年数、また一人一人の能力やスキルなどに合わせた研修につきましては、公益財団法人京都市町村振興協会が実施する新規採用や5年目、10年目の職員、管理職員等の階層別研修などをはじめ、政策形成や法制執務、クレーム対応等の能力開発研修、また、財政担当職員初任者研修や木造家屋評価研修等の実務研修などに受講させながら、職員としての資質の向上と公務能率の推進を図り、行政ニーズに対応し得る人材の育成に努めているところであります。

なお、接遇研修につきましては、毎年、新規採用時に行う職員研修において実施しており、さらに、振興協会の新規採用職員研修においても実施していただいているところであります。また、本年10月2日、3日の2日間において、専門の講師をお招きして、住民と直接接する職員75名を対象に、70名が受講した接遇研修を実施しております。

次に二つ目の、今後の臨時職員を含めた職員の接遇向上につきましては、今お答えいたしましたとおり、接遇研修については、今後も必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 2点目の学校司書の配置についてであります。議員ご指摘のとおり、我が国の児童・生徒の学力状況や課題を見ますとき、今後、学校図書館などを活用した読書活動の推進が一層重視されてくるものと考えております。

ご質問いただきました小・中学校の学校司書についてであります。本町では近隣に先駆けて、小学校は平成13年度から、中学校は平成17年度から各校に1名ずつ配置し、週4日間、計24時間勤務しております。業務内容は、本の貸し出し、返却から購入、整理、児童・生徒の調べ学習へのアドバイスなどで、児童・生徒の読書への興味、関心を高めるとともに、学校図書館がより魅力的な場となるよう運営上の工夫に努めております。

過日、中学校を訪問した際にも、昼休みには全校の3分の1程度の生徒が毎日図書館を訪れるとの報告を受けたところでございます。

次に、近隣の学校司書配置状況についてであります。山城地方に10ある市町広域連合教育委員会のうち、井手町と同様、小・中学校の各校に1名

配置しているのは1町のみで平成22年度から、小学校のみ各校に配置しているのは1市で平成21年度から配置されております。他は、複数校に1名配置して週に二、三日の勤務であったり、該当校を1週ごとに巡回するなどの勤務と聞いております。

本町におきましては、文部科学省が示しております蔵書基準を平成19年度に100%達成するとともに、これらの図書資料を有効に活用して探究的活動を行う井手町調べる学習コンクールを平成23年度から開催しております。この事業には、実行委員会の一員として学校司書も運営、推進に当たっているところでございます。第4回を迎えた本年度のコンクールでは、町内小・中学校の約半数の児童・生徒から出品があり、井手町文化祭において表彰式を行うとともに、優秀作品については全国コンクールに応募したところでございます。

いずれにいたしましても、本町としましては、今後とも学校司書配置をはじめとする整備された環境を生かし、読書活動を基盤とした探究的活動や言語活動の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1点目の職員研修についてですが、ただいまの回答で計画的に取り組んでいただいていることが理解できました。今後は、臨時職員を含めた接遇対応の向上に期待したいと思いますし、できれば、奥まった税務課の窓口をはじめ、用件ごとに、どこの窓口へ行けばいいのか聞きたいとき、わかりづらい住民がおられることを考えれば、どこか1階の窓口の一角に総合案内的な窓口を設置していただければ、より住民に親切な対応だと思いますので、要望しておきたいと思います。

2点目の学校司書の配置については、詳細に回答いただき、本町の学校司書の配置が近隣市町と比べても、より充実していることがよく理解できました。今後は、学校図書館を活用した効果的な授業実践の方法や、学校図書館の管理運営方法の向上を期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（木村武壽） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告している1点についてお伺いいたします。

近年、子供たちの携帯電話、スマートフォンのトラブルや、ネット犯罪の増加が社会問題となっています。しかし、携帯電話やインターネットを子供たちから完全に遮断することは大変難しい時代となってまいりました。これからは、義務教育においても、もはや子供たちをインターネットから遠ざけるのではなく、上手につき合い利用させる教育が叫ばれ始めています。

近年、海外ではもちろん、日本でも、英語の塾と同様に、プログラミングを習い出す小学生がふえてきております。社会的に優秀なプログラマーが重要視される時代がやってくるのかもしれませんが。

昨年の内閣府の調査では、小学生の携帯電話、スマートフォンの普及率は3割を超え、中学生では5割に届く勢いと発表がありました。当然、ことしはこれらの数値を上回っているのは容易に想像できます。

親が子供に携帯電話を与える理由としては、緊急時に連絡がとれる、習い事の際の連絡ツール、防犯グッズとして利用する、などが挙げられています。ことしの7月、岡山県倉敷市で小学校5年生の女子児童が誘拐され、子供にGPS機能のついた携帯電話を持たせていたことが捜査に役立ち、解決できた事件がありました。このような例をとりましても、子供に携帯電話を持たせる必要があると感じている保護者は、増加してきているとお聞きします。

しかし、反対に携帯電話を持たせる不安要素としては、ゲームなどが勉強の妨げになる、有害な情報へアクセスできてしまう、携帯依存症など、生活や学習習慣の乱れが懸念されております。現に、携帯電話、スマホを長時間使う子供ほど学力テストの結果が悪いと文部科学省の公表もありました。スマートフォンの普及率が増加している現在、フィルタリングなしに子供にスマホを持たせるのは、夜の繁華街を子供一人で歩かせるようなものだと表現されております。また、子供たちから情報発信できるコミュニティサイトにも警鐘が鳴らされており、生き馬の目を抜くようなインターネット社会の問題は尽きることがありません。

そこでお伺いします。

1、文科省は小・中学校への携帯電話持ち込みを原則禁止すべきと各都道府県の教育委員会に通知されていますが、本町3校の対応は。

2、本町3校の児童・生徒の携帯電話、スマートフォンの所有率は。

3、インターネットやコミュニティサイトについての指導は。

4、ネット犯罪、いじめ、防犯、利用時間などを含めた指導について、保護者との連携は。

5、インターネットを利用したいじめはないのか、また把握することはできるのか。

6、情報通信技術（ICT）学習の現状と課題は。

以上6点、お伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 西島議員のご質問にお答えいたします。

IT教育についてであります。議員ご指摘のとおり、急速に進展する情報化社会にあって、これらのもたらす生活の利便性の向上など、光の部分とともに、情報機器への過度の依存や有害情報の氾濫など、影の部分にも適切に対応していくことが求められております。

そこで、1点目の携帯電話持ち込みについてであります。本町小・中学校においては原則持ち込み禁止としております。ただし、保護者からの申し入れにより、下校後に子供と連絡をとる必要がある場合などは、下校まで教師が一時預かるといった措置をとっております。

2点目の携帯電話の所有率についてであります。学年によってばらつきはあるものの、本町の小学校では約半数の児童が、中学校では約8割の生徒が所有している状況でございます。

3点目のインターネットやコミュニティサイトにかかわる指導についてであります。小・中学校とも学級活動や総合的な学習の時間、また中学校の技術・家庭の時間、さらに毎年警察官OBを迎えて小・中学校で開催している非行防止教室において、携帯電話やスマホ等の取り扱いのマナーや危険性など、情報モラルについて指導しているところであります。

4点目の保護者との連携についてであります。PTA研修会や個別懇談の機会を捉まえて、京都府教育委員会発行の家庭啓発資料などを活用し、ネットいじめ、ネット依存、個人情報流布など、危険性についての注意喚起と適切な使用についての指導を呼びかけているところでございます。

5点目のインターネット等を利用したいじめについてであります。LI

NEによる悪口や嫌がらせなどについての報告は受けておりますが、幸い、すぐに児童・生徒や保護者から教師に訴えがあり、学校として即座に取り組むことによって、これまでのところ、継続したいじめは起こっておりません。

なお、京都府教育委員会を通じて委託しているネット監視システムがあり、該当する事例があれば学校に連絡し指導することとなっておりますが、LINEなど限られた友達間でのネットワークというのは、ほかの者が入っていないシステムでありまして、閉鎖的になる危険性を持っておりまして、引き続き注意していく必要があると考えております。

最後にICT学習の現状についてであります。小学校ではパソコン操作になれさせることから始め、学年を追うごとに文字入力や調べ学習につながっていきます。中学校では探究的活動としての調べ学習からレポート作成、プレゼンテーションに至るまでの活動や、技術・家庭の時間には文字や映像を組み合わせたデジタル作品の作成、小型モーターカーを動かすような簡単なプログラミングの学習も行っております。

いずれにいたしましても、本町としましては、情報活用能力の向上と情報モラルの徹底など、情報化社会に適切に対応できる子供の育成に引き続き努めてまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 国は2020年までに小・中学生1人に対しタブレットを整備する目標を掲げられておりまして、前倒しで購入されているところも多いと聞きますが、本町の対応はどのようにされるのか、一つお伺いだけしたいと思います。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） ただいまのご質問でございます。

文部科学省の方については、ICT教育に関しまして、いろいろな機器等々に目指すべき基準というものを設けております。今ご質問にありましたタブレット端末、いわゆる持ち運びが可能なパソコンについても普及を目指しておりまして、全国的にそういう導入される学校でありますとか、試験運用を

されている学校というのは徐々にふえてきている状況であります。

そこで、本町のICT機器等の整備につきましては、当然、計画的に進める必要があるということでありまして、井手町の現状と全国の現状を見ながら計画的に進めるべく、現在、学校現場と教育委員会とで事務的に検討委員会を設置しておりまして、整備に向けた推進計画の策定を行っている最中でございます。その計画を今年度中に一定つくり上げて、今後の整備計画、機器環境だけにとどまらず、議員ご質問にあったような情報モラルの強化についても、こういった取り組みをする必要があるのかといったようなところも含めまして、今、計画を策定しているところでありますので、その計画に基づいて今後取り組んでまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、丸山久志議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山久志。

それでは、私の方からは1点、都市計画についてお伺いいたします。

今、本町ではJR玉水駅の橋上駅舎化や周辺道路の整備、庁舎の建てかえ移転、白坂地区の開発、その他の府道や町道の拡幅など、利便性、快適性等を求めるプロジェクトが進行し、大きく町の姿を変えようとしています。その計画全体は第4次総合計画などで示されているところではありますが、具体的な都市計画の作成が必要と考えます。

例えば、仮称宇治木津線などの幹線道路が決定した場合、国道24号線や府道との連絡道路網の整備はどうするのか、災害時には避難・資材運搬経路の確保はどのようにしていくのかなど、具体的な計画を一つずつ作成し、住民の方々に示していく必要があるのではないのでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

都市計画についてであります。具体的な都市計画の作成につきましては、住民の意見を募集するパブリックコメントなどを経て、平成22年9月に井手町都市計画マスタープランを策定し、同年11月、全戸に概要版を配布して周知を図ってきたところであります。この都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、京都府が定める上位計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と同様に、2015年を目標年次として都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針及びその他で構成しております。

その内容を申し上げますと、都市計画の目標には、「生まれたこと、住んだことを誇れるまち 井手町」を基本目標に、「気軽に町外と行き来できる、広域交通基盤が整った街」、「便利で快適な暮らしのできる、生活基盤が整った街」、「誰もが働くことのできる、多様な産業が栄える街」、「災害を心配することのない、安全な対策が行きとどいた街」、「自然と歴史を大切にした個性ある街」の目指すべき五つの都市像を定めております。

次に、土地利用には、住宅地、商業地、工業地、そして農林業地の各用途の配置を、都市施設の整備では、鉄道、道路、公園、上下水道等の交通体系の整備の方針や整備水準の目標を、市街地開発事業では、白坂地区、山城多賀駅前隣接地区、そしてその他の地区の主要な市街地開発事業の決定の方針や目標を、その他では、防災、防犯、交通安全等の整備の方針を、それぞれ定めております。

議員ご質問の仮称宇治木津線は、このマスタープランに沿った計画であります。この道路は、洪水時に崩れるおそれがある木津川の堤防を走る国道24号の代替の役割、本町の住宅地をはじめとする開発適地を拡大し、地域経済や産業を強化する役割、国道24号の渋滞を解消する役割などを担うものであり、実現に向けて関係市と連携を図り、要望してきているところであります。その結果、平成25年度から国土交通省にて調査が行われ、来年度には本格的な予算が組まれるものと期待いたしております。また、宇治木津線が完成すれば、本町の最も大きな課題である人口減少を食いとめることや、

災害対策などに大きく貢献するものと考えております。

以上であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。通告に基づいて、2点について質問をいたします。

1点目は有害鳥獣被害についてです。

ことしは有害鳥獣による農業被害が特に深刻であります。例年、猿、イノシシ、鹿などの被害があるわけですが、ことしは加えまして、アライグマ、タヌキ、イタチなども多数捕獲されております。

農業被害はどのくらい出ていますか。また、一般の住民生活への影響はどうなっていますか。今年度の現在までの鳥獣別の駆除数、追い払いの状況をお尋ねします。捕獲用のおりの貸し出し希望が多いと聞いていますが、対応できていますか。今後予定している駆除や追い払いの計画はありますか。

また、駆除されたり狩猟で捕獲されたりした個体の処理について、個体を保管している周辺での臭気、汚水、美観等に関する苦情が寄せられております。有害鳥獣駆除は重要な農業支援策であり、環境保全にもつながる事業であります。駆除にかかわる苦情については、駆除の申請を許可した町が指導すべきものと認識していますが、どのように対応されていますか。

2点目に、防災訓練についてです。

11月16日に実施されました町の防災訓練では、主に水害に対応する訓練をされたものと思いますが、訓練内容とその成果を伺います。

訓練の開始となる、訓練のための避難勧告がおくれまして、全般に開始がおくれました。また、一部では炊き出し訓練用の物資が届かないということで、避難された住民を長時間、指示なく待たせる結果となりました。この原因と教訓をどのように考えておられますか。今後どのように改善していくお考えか伺います。

また、住民の携帯電話への緊急速報メールの活用状況、有効に活用できたのかどうか、課題は何かということも伺いたしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の有害鳥獣被害についてであります。JA京都やましろ井手町支店に問い合わせたところ、猿、イノシシ、鹿による農業被害は、被害面積約208アール、被害金額約144万円と伺っております。

一般住民生活への影響につきましては、町は直接聞いていませんし、JA京都やましろ井手町支店に問い合わせたところ、直接被害等に遭われたとの情報は聞いていないところであります。

今年度の現在までの鳥獣別駆除数、追い払いの状況につきましては、鳥獣別駆除数といたしまして、イノシシが9頭、アライグマが48頭、鹿5頭であります。追い払いについては、猿等の出没の連絡があった8度、町より現地調査の上、ロケット花火により追い払いを行っております。

捕獲用のおりの貸し出しにつきましては、特定外来生物であるアライグマを捕獲目的の場合のみ、町の保有しておりますおりで対応しております。年々貸し出し希望がふえてきていることから、今後購入を含め検討していきたいと考えております。

今後予定している駆除や追い払いの計画につきましては、現在は猿を駆除対象といたしまして許可を行っております。イノシシ、鹿については、狩猟期間のため、有害鳥獣駆除の許可は行っておりません。狩猟期間終了後、改めて駆除申請がある場合は、その時点で検討いたします。

駆除に係る苦情につきましては、鳥獣駆除の許可書において処理方法は埋設となっておりますので、埋設処理をされるよう指導を行ってきました。なお、訪問時には、イノシシなどの死骸をつるしてなく、容器につけてふたをかぶせて見えない状態でありました。血を流すこともなく、においもない状態でありましたので、今後、状況に応じて指導していきたいと思っております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の防災訓練についてであります。今回の防災訓

練につきましては、大雨による河川の決壊、氾濫や土砂災害のおそれなどの風水害を想定しながら、実践に即して自主防災組織や消防団、行政との連携を図り、災害対策の体制の整備、強化を目的とし、また、平成25年度に更新した防災行政無線での情報伝達を取り入れた内容で実施してまいりました。おかげさまで、各地域の住民のご協力によりまして、被害状況や避難勧告などの情報伝達訓練をはじめ、物資配給訓練や浸水防御訓練など、予定していた訓練を終えることができましたことから、当初の目的は達成できたものと考えております。また、消防団におきましても、実践に即して各地域をパトロールしながら、今回重視してございました当該無線を有効に活用した情報伝達などを成功裏に終えたところであります。

次に、緊急速報メールにつきましては、今回も予定どおり情報伝達ができたと考えております。

なお、訓練のおくれにつきましては、自主防災組織からのご指摘をいただいております。その要因として、事務局において当初予定しておりました情報伝達の所要時間より時間を要したことから生じたものでありますので、これらを教訓として今後に生かしながら、実のある防災訓練となるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 有害鳥獣駆除の問題で、農業被害の件については、やっぱり農家の方がもちろんJAに報告されたり相談されたりするので、JAに問い合わせるといのはまずやらなければならないことだと思いますが、例えば対策協議会なんかをつくって、そういう方に防護柵の資材を渡したりとか、やっているわけですよ。そういう現場の方にも直接問い合わせを、こういうことで質問も出ているわけですから、当然するべきじゃないかと。

住民生活一般の影響については、JAに聞いても、JAに一々、玄関あけたら猿がいましたというようなことで通報は行かないわけで、そういうことについても、やはり区長さんなりに尋ねるとか、そういう出没通報があったあたりでちゃんと聞くとか、そういうことをやって、質問が出ているんだから、調査をちゃんとしてほしいと思いますね。

私の家の近隣でも、猿が常時出没しています。大群で来るといことはこ

としはありませんでしたけれども、この寒い季節になってもまだ来ています。やはり果樹が取り残されているので、それを狙ってやってくるというふうに思っていますが、もう農家の方も高齢化が進んでいて、柿の実などを全部全摘されるということがなかなかないということで、そういう残った柿の実などを狙って、たくさん猿は出没しています。

やはり子供が近隣にいますので、危険を感じる。民家の塀をばーっと猿が駆け回っているという状況は、私自身も何度も現認しておりますので、住民生活にも特にことしは影響大きいと思っていますので、一々役場へ通報はされないかもしれませんが、今後もきちんと情報把握をしてもらいたいというふうに思います。

有害鳥獣の駆除後の話ですけど、駆除も狩猟もですけども、狩猟の許可は府の方がやっておられると思うので府の責任かと思いますが、有害鳥獣駆除の方は町が許可しているので、埋設するということで申請を出しておられるわけですね。その埋設がされていないものについて、見えなかったらいいのかと。埋設するんでしょう。埋設するということで許可しているんでしょう。埋設してくださいという指導をちゃんとやっているのかと。見えなければいいというものではないと思います。たまたま見られたときには血も流れていなかったということですけども、近所からやっぱり苦情を聞いているのは、町道などの公道上でも血が滴るような解体がされているということは、私も見ておりますし、苦情も聞いていますから、やはりそういうことをされないように、ちゃんと申請書に書かれたとおりの処分をされるように、強く指導をしていただきたいというふうに思います。

今後も、今は狩猟期ですから、猟期の間は町は関係ないということではなく、やっぱり環境保全ということで言えば、町には環境保全条例もありますし、そういう迷惑であるという苦情が来れば、当然指導はしてもらわなあかんというふうに思いますが、どうですか。

防災訓練についてですが、おくれた理由を聞いているのであって、所要時間がかかったのでおくれましたと。それでは何の説明にもならないので、どういうふうにしようと思っていたのに、何が原因でおくれたのかを聞いているので、何時何分に避難勧告を出そうと思ったんだけど、実際出たのは何時何分なのか。それは何でそうなったのかを、時間がかかりましたというのは全然説明にならないので、なぜ時間がかかったのかを説明していただき

たいと思うんです。

今後有効に改善していくために伺っているのもであって、別に、時間がかかったそのことだけを非難しているわけではなく、その原因を解決するために、何でなのかということを知りたいとわかんないと思いますので、それをお願いしたいと。

緊急速報メールですけれども、私の電話なんかだったら、木津川市のメールも入ってきますし、宇治田原町で訓練しはったときのメールも入って来ていました。井手町のももちろん入って来ていたけれども、どういう形で今そのメールは行くのか。自分の電話は来ないと言った方は、旧式やから来ないのか、登録というか、そういう来ないように電話をセッティングされているので来ないのか、どういうふうにすれば皆さんに一番広くその速報メールが届くのか、今はどんな形で送っているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 谷田議員の再質問に対してお答えいたします。

処理に対する指導なんですけれども、今後も引き続き、駆除がありました場合に指導の方を行っていきたいと思っております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災訓練のおくれにつきましては、先ほども述べましたとおり、今回、無線を使って、さまざまな被害状況であるとか、またパトロールの状況を数多くこちらで受けて、また発信をしていただいた。それをまた待っている時間もありましたもので、その辺が思ったよりちょっと時間がかかってしまったということでございまして、最後に河川の避難勧告を出すラインの時間につきましては、本来9時20分予定を考えておりましたが、その避難勧告ラインの情報が入ってきたのが9時43分であったというふうなことでございます。その間に情報がたくさんいただいておりますので、その分がちょっと時間かかったということでございまして。

エリアメールにつきましては、私どもはそれぞれの各会社に、そこへアク

セスするパソコンから入力をするんですけれども、もうそちらで各会社、今は3社です、NTTとauとソフトバンクの3社のウェブに入っていきました、そちらで入力をしているということでもありますので、先ほどおっしゃったように、古い機械であれば、確かに機能がないものもあるようでもありますけれども、最近のものであれば、そもそもエリアメールがもう最初から設定されているという機種もございますので、それはもう利用者様の方の、持っておられる方の設定によるというふうなところが多うございますので、その辺は使用者の方、持っておられる方のご判断、オンにする、オフにするということもできるようなものもあるみたいですので、そのようなことはちょっと確認いただく必要があるかなと思っております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 最後のエリアメールの関係ですけれども、やっぱり、それで一体どれだけの住民の方にその情報が届いたのかというのは検証してもらいたいと思います。

それと、おくれ等があって、一般に参加された方は、えらいおくれたなど、長いこと待ったなど、こんなんやったら、もっとほんまに真剣にやらんとあかんでというような感想を述べながら、皆口々に帰っていかれたんですけれども、自主防災の方には、また検証する機会というか、役場も寄って、そういうのはあるんですか。なぜおくれたのかとか、わからないまま、今、住民の方々はえらい時間かかったなということしか思っておられないので、その検証された結果が住民の方に伝わるようなことを今後検討してもらいたいと思うんですけれども、事後の検証を自主防災等も集まってもらってやるのかどうか。事前の準備はされたと思うんですよ。事後は、防災訓練後の検証はやるのかどうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、実は既に、終わってから自主防災組織の長である区長会長、副区長会長がお越しいただきまして、お話を

聞かせていただきました。そのときにこの旨もお伝えしましたけれども、避難所によっては、非常におくれをとってクレームが出たというふうなところもないところも実はございまして、あるところ、ないところございますので、今後については、私どもはその辺の趣旨、今回の防災訓練を基本に、次回に生かすように検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 防災訓練は、私たち議員がよその町に視察に行ったときでも、非常に参加状況が高い市町村なんかの例も、お話も聞きまして、すばらしいなと思っているんですけども、やっぱりこういうことがありますと、住民から信頼を失うことになりかねませんので、十分今後検討もしていただいて、参加率も、たくさんの皆さんに参加してもらえよう形の防災訓練も検討してほしいなと思って、以上、要望しておきます。

議長（木村武壽） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第10号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 7ページ、選挙費ですけれども、急に選挙が決まったので、役場としてもご苦労が多いということは十分承知をしておりますが、まず、7ページの備品購入費、何を購入されたのかということが1点。

2点目は、決算委員会のおきにもお伺いしましたけれども、4月の町会議員選挙のおきにありました不正投票問題で、役場はどのように検証して、今

後、選挙に向けて改善していくのかということをお尋ねしましたら、懲戒委員会を役場庁内で持って、その上で処分についても検討していくんだという話でしたが、それはどうなったのか。これ、また同じ体制で選挙が行われているのであれば、あまりにも反省がないと、反省したのかと言わざるを得ないわけですが、懲戒委員会をされたのかどうか、どのような結果が出たのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

備品購入費の関係ですけれども、予算計上させていただいておりますのは、投票箱三つ、あと自動交付機が一つ、あとファンヒーター、寒い時期でございますので、それを2台ということで予定しております。ただ、急の選挙でありましたので、自動交付機などについては、こちらの方に品が入ってこないというふうな情報もありますけれども、それ以外については、現在のところ発注をしているというところであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 2点目のご質問であります。懲戒委員会を数回開催いたしまして、それぞれ事柄の精査並びに類似事案の処分の軽重、また処分の対象者の範囲等を検討し、それぞれ処分をしてきたところがございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) その処分内容について、ちゃんとここで教えてもらえませんかでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 議員ご承知のとおり、懲戒処分については公表を旨としておりますが、懲戒以下の強制処分については公表する義務はございませんので、その処分を行ってきたというところがございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） やっぱり、ほんまにどういう反省をされたのかということがそれでは全然わからないと思うんですね。中身は、公表に値するような、重大な処分に値するようなミスではなかったというふうなことなのかと、そういう役場の捉え方やということなんですね。ちょっとその確認をしたいと思います。

それと、期日前投票に関する費用が上がっているんですけども、期日前投票所が、前回の場所ではなくて、もう少し広めの場所を確保したように選管の職員は言っていましたけれども、それにしましても狭い。近年、選挙ごとに期日前投票をご利用される方がふえておりまして、理由をお尋ねしますと、当日用事がある、それは当然なんですけども、それに加えて、当日用事があるかどうかまだわからないという方でも、やはり監視されているような威圧感を感じるということが投票所でたくさんあるんですね。できたら、その威圧感が少ない期日前投票の方を選びたいという方、率直なお気持ちでそういうことを聞くわけですが、でも、結局あの狭い投票所では、なかなか威圧感もありますし、そういう職員や立ち会いの方はもちろん守秘義務はあるわけですけども、しかし、守秘義務があって、何も口外されないことはわかっているけども、自分の投票の秘密が見られることは困ると。手の動きやらでわかるような至近距離で投票しなければならないというのは、非常に威圧感が強いと言われていまして、住民の利便性からも考えて、もう少し期日前投票所を広くとれるようなところ、改善を考えてもらわなあかんと思うんですけども、そういう検討はされているのか。前段の懲戒委員会等が出た、こういうふうにすべきやという改善についての考えをきちっと教えていただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 1点目の4月の問題についての事務改善については、先日の議会でもお答えしてまいりましたように、まず、それぞれ選挙の事務局のミスの原因の特定と、それを防ぐための複数者による確認を、事務的に横版をつくってそれぞれ決裁をし、確認するということ。住民福祉課でも、今まで担当課長がしておったのを担当、それを係長、課長補佐、課長が点検し、その上で間違いを防ぐ手だてを講ずるということの説明申し上げました

が、そのとおりに今後実施できるように今行っているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員ご承知のとおり、期日前投票所につきましても、いろいろ私どもも選管の委員会での委員さんの意見も聞きながら、よりよい方法でやっております。今回は前回よりもやはり、もっとよりよい方法でそういう場所を設けられないかというふうな意見もございまして、今の従前よりもちょっと広い、四角い部屋でさせてもうてるということでございます。いろいろ近隣も聞きますと、なかなか場所もないということで、もっと手狭なところでやっているところというのはありますけれども、今回、4月の件もございまして、私どものいろいろできる最善として、井手町の役場の中で使える部屋、それも1階にあるところを有効に活用した場所であると、現在のところは思っております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第10号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第10号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第37号、平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第8、議案第39号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 岡田久雄決算特別委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

ただいま議題となっております議案第37号、平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第38号、平成25年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第39号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月26日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第37号から議案第39号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件は、いずれも井手町における平成25年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月6日、8日の2日間にわたり招集いたしまして、委員9名全員出席のもと、汐見町長以下町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第37号、平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数をもって認定され、議案第38号、平成

25年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第39号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

平成26年12月12日、決算特別委員会委員長、岡田久雄。

議長（木村武壽） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） まず、原案に反対者の発言ということで、谷田議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

ただいま議題になっています議案第37号のうち、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対し、議案第38号、水道事業会計決算と第39号、多賀財産区特別会計決算の2議案には賛成する立場で討論をいたします。

安倍自民・公明内閣によるアベノミクスの3本の矢というのは、結局、経済格差を拡大し、消費税増税強行で増税不況と景気の悪化を招いています。働く人の賃金は物価高と増税に追いつかず、実質賃金は16カ月連続で前年比マイナスです。安倍政権が100万人雇用をふやしたといっても、正社員はふえていません。9月から11月のGDPも、消費増税の影響が大きかった4月から6月期よりもさらにマイナスと、景気は大変落ち込んでいます。その上、安倍自公政権はさきの戦争を礼賛し、日本を再び戦争する国につくりかえようとしています。若者の未来を奪うウルトラ右翼政治に、今、地方からノーの声を上げることが大切になっています。

そんな状況をもたらした国の悪政に対して、町が住民を守る防波堤となることが求められているときに、2013年度の決算はまことに不十分なものであったと言わざるを得ません。

人口減少と景気悪化によって町の活気が失われています。空き家や空き地、耕作放棄地がふえ、地域の祭りや自治会、子供会の活動などにも苦勞が増し

ています。ひとり暮らし世帯がふえ、福祉だけでなく、防災・防犯などの観点からも援助が必要です。子供の貧困化が進み、家庭的・経済的援助が必要な子供もふえています。住民一人一人は体系的な解決策を叫ばれることなく、自分の生活と深くかかわる身近でささやかな要望を持っておられます。それを酌み取って政策化し、具体化し実現していくことが、議会にも行政にも問われています。これが民主主義というものではないでしょうか。

空き地や空き家の草刈り、墓地や公園の整備、街灯をふやして明るく、役場の業務を間違いなく親切に速やかに、公共施設や隣町までの交通機関の確保を、医療や介護の負担を少しでも軽く、子育ての経済的負担を軽くという願いに対して、やるべきことはいっぱいあるのに、これらが放置されたまま、町のため込みがふえ続け58億円にも上ることは、全く理解が得られません。

医療費の無料化は18歳未満に拡充すべきです。給食費の援助は、予算化しておきながら全額執行されない事態が続いており、1食17円補助から踏み出し、給食費は無償化、義務教育無償化へ前進させるべきです。子供のインフルエンザ予防接種への助成も行うべきです。

里山を大きく削り取りながら、下流の乗越川の改修は行わないという白坂開発は危険です。避難所の見直しは一刻も早く行い、いざというときの避難に役立つ防災無線の個別設置を進めるべきです。

国民健康保険会計では、介護納付分を含め、1人当たり均等割7,800円、世帯当たり平等割が7,200円も引き上げられ、40歳から64歳の夫婦2人の世帯であれば2万2,800円、21.5%も引き上げたものがあります。応益負担だけがふえて、中低所得層にはより負担が強い値上げになっており、断じて許せません。特定健診の無料化は前進ではありましたが、この値上げと引き換えにできるようなものではありませんでした。

本町の国保加入世帯の32%は所得なし層であり、もはや国保は福祉の制度です。一般会計から繰り入れを行うのは当然の処置と思われれます。本町の場合、値上げ回避のために助成する財源も十分あったわけですが、それをしませんでした。

そもそも赤字の原因は、国の負担が減らされ続けてきたことです。町は京都府全体の広域化を目指しておられますが、国や府から思い切った助成がなければ、広域化しても存続できません。収入が急に激減し生活に困っておられる加入者は、今回の値上げでさらに負担が困難になりました。国保法第7

7条に基づく保険料減免、第44条に基づく窓口での一部負担金減免制度などをつくる必要があります。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療制度現状のもとでは、高齢化の進展で際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっています。一刻も早くもとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対します。

介護保険特別会計では、一昨年の保険料15%の大幅値上げで、介護保険が高過ぎるという悲鳴が上がっています。それに加え、今後、介護保険法が改悪されて、軽度の介護サービスが切り捨てられるという不安がございます。基準額以上の課税世帯では、収入に応じた負担となるよう、段階区分をもっと細かく多段階にするなどの配慮が必要です。今の現状では、必要とするサービスではなく、払えるサービスを選択せざるを得ない状況になっていること、これを考えて、利用料の助成を行い、少しでも利用しやすい介護保険へ改善すべきではないでしょうか。

以上のような理由で議案第37号、井手町一般会計等の決算に反対、議案第38号、水道事業会計決算と議案第39号、多賀財産区特別会計決算に賛成をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田です。

ただいま議題になっております平成25年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

平成25年度に入って景気は持ち直しに転じており、長引くデフレ状況にも変化が見られました。まず、政府が経済政策のレジームを成長志向へと大きく転換し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間の投資を喚起する成長戦略からなる3本の矢に一体的に取り組むという方針のもと、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、日本銀行は量的・質的金融緩和を導入しました。これを受けて、為替レートは円安方向に推移し、株価は大幅に上昇し、家計や企業のマインドも急速に改善し、消費をはじめとする内需

を中心として、景気回復の動きの広がりが見られました。しかしながら、本町への景気回復の波及はまだまだ感じられない状況であります。

一方、国の財政面では、公債残高は増加の一途をたどり、依然として危機的な状況にあります。地方自治体を取り巻く財政環境も、継続して国庫補助・負担金の縮小・削減、地方交付税の見直しなど、依然として厳しいものがあります。また、平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、景気上昇は足踏みを続けており、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

こうした状況の中、本町の平成25年度の一般会計・特別会計決算では、持続可能な行財政システムの構築を目指し、事務事業の見直しとさらなる経営計画に積極的に取り組み、第4次井手町総合計画に掲げている、自然を守り生かす、人とつながりを育てる、暮らしを守り活力をつくるという三つの基本理念のもと、重点戦略を中心に、限りある資源を各分野に重点的かつ効果的に配分し執行されました。

歳入面では、収入済額48億1,826万2,000円で、対前年比7億1,988万円、率にして17.6%の大幅増となっております。町税の徴収については、京都地方税機構との連携を図り、税の徴収に努め、国や府の補助制度を有効に活用するなど、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されていることがうかがえます。このような努力に対し、高く評価をいたします。

歳出面においては、経費全般の節減はもとより、限られた財源を創意と工夫により積極的な施策の展開が行われています。

総務関係では、各区の公民館改修補助、特別会計に関しては財政運営の円滑化のため、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、多賀地区簡易水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などへの繰り出し、庁舎等整備基金に3億円を積み立て、庁舎等空調設備改修、ホームページ作成業務、戸籍総合システム整備、交通安全施設整備、JR奈良線高速化・複線化第2期事業に対する補助金など、住民の要望に応えた評価できるものであります。

民生関係では、社会福祉協議会の活動費、障害者自立支援事業などへの助成、公共施設のバリアフリー整備、訪問入浴事業等の委託、敬老事業や老人クラブ活動費の助成や重度心身老人健康管理など、身障者、高齢者に対する数々の支援が実施されています。また、保育環境の整備事業として、子供3人目以降の保育料無料化や中学校卒業までの医療費無料化など、子育て支援

対策が実施されています。

衛生関係では、井手地区共同墓地改修、多賀地区墓地駐車場舗装や、住民の健康づくり、疾病予防のための各種保健事業の実施、環境対策として、家庭雑排水や工場の排水による町内河川の汚濁防止や旧新四郎山ごみ処分場からの雑水の水質検査、ごみの減量化・資源再利用のため、ごみの完全分別の実施など、住民からの要望に応えた事業が実施されております。

農林関係では、婦人研修センターのトイレ改修、農業基盤整備促進事業、有害鳥獣駆除、林業振興対策、豊かな緑と清流を守る森林整備などの事業が実施されています。

商工費では、町商工会振興事業や桜まつり支援事業、まちづくりセンター、野外活動センターの管理、プレミアム商品券発行事業に補助を実施されています。

土木費では、町道22号線をはじめとする各道路の改良事業、下排水路改修、玉川さくら公園の整備など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されています。

消防費では、住民の防災意識の高揚と災害に強い安全・安心なまちづくりのため、消防車庫の整備、防災情報通信設備、デジタル移動通信システム整備などの事業が実施されるとともに、自主防災組織、消防団、災害を想定した防災訓練などが計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、チャレンジ学習事業やジョイントアップ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業、小学校パソコン機器更新、泉ヶ丘中学校体育館屋根改修、給食センター施設整備など、教育施設の充実・環境整備に積極的に取り組まれています。

以上のように、歳出内容はどこまでも住民の要望に最大限に応えるよう、町長、職員が一丸となって努力されているところがうかがえます。その結果、一般会計では歳入総額48億1,826万2,000円に対し、歳出総額は42億8,885万8,000円、差し引き5億2,940万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,976万6,000円を差し引いた実質収支額は4億963万8,000円の黒字となります。これらの黒字決算を見るときに、町長をはじめ職員の皆様の努力のたまものと高く評価するものであります。また、財政健全化審査意見書の健全化判断比率の四つの指

標も良好な数値であり、健全な財政運営に努められているところが見受けられます。

特別会計に関しても、少子高齢化が急速に進み、また財源、財政状況が厳しい状況の中、大変努力していただいていることは高く評価するものであり、今後も財政健全化に努めていただきたいと思います。

以上の観点から、平成25年度一般会計並びに特別会計の決算認定に賛成をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第37号、平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第37号は認定することに決定しました。

これから、議案第38号、平成25年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第38号は認定することに決定しました。

これから、議案第39号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第39号は認定するこ

とに決定しました。

この際、暫時休憩します。１時１５分、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 ０時１０分

再開 午後 １時１５分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第９、議案第５２号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第５２号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第５２号、井手町多賀財産区管理委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第５２号に同意することに賛成の議員は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第５２号は同意することに決定しました。

次に、日程第１０、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘）

（諮問第２号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第２号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、諮問第2号は意見なしと決定いたしました。

次に、日程第11、議案第42号、井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司)

(議案第42号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12、議案第43号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第43号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 人勧に伴う職員給与の改定ということですが、職員の給与表の改定は何％に当たるのか、それと総額どれだけの影響額になるのか、平均として本町の職員の平均の年齢で幾ら程度の改定になるのか、勤勉手当も含めてお願いします。

それと、特別職についても期末手当の支給率が改定されているわけですが、その特別職の報酬等の審議会に諮問をされたのかどうかお尋ねします。

あともう 1 点は、ページ数で言いまして 19 ページに管理職の特別勤務手当の条項がありますけれども、一般の管理職以外の職員はどうなっているのかということですね。管理職以外の職員については時間外手当という制度があると思うんですけれども、その時間外で、何時から何時までであるという規定になっている。今回の管理職には 0 時から 5 時までということですから、管理職の方は、0 時までには幾ら勤務されても手当はつかない、5 時を超えて早朝に勤務されても手当はつかないということなのか。

それと、3 項にあります「同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、100 分の 150 を乗じて得た額とする」とあるんですが、その規則で定める勤務というのはどういう勤務なのか。勤務 1 回につき 8,000 円を超えないということは、何時間でも 1 回幾らというような、そういう決まりなのか、お尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の給与改定によりまして、改定につきましては平均 0.3％でございます。1 人当たりにつきましては、おおむね 1 万 2,000 円程度のアップになるかというふうに考えております。それと、勤勉手当につきましては、1 人当たり 4 万円程度の今回の改正によつてのアップになるかと考えております。

あと、管理職特勤の関係でございましてけれども、まず 0 時から 5 時までということですので、それまでの時間、例えば 11 時とか 12 時までには、それはつかないということになっております。5 時からの時間についても、その勤務についてはつかないということになっております。職員につきましては、もちろん超過勤務手当の制度がございまして、それにのつとて命

令が下るということでございます。

あと、管理職特勤の規則で定める勤務というのは、1回は理事級にあつては8,000円、課長級にあつては6,000円でございます。それと、その時間、規則では、6時間を超える場合についてはその1.5倍ができるというふうな規定が規則で定められているというところでございます。あと、勤務については1回幾らということでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

9番（谷田 操） 今、答弁漏れが一つあります。報酬審議会のこと。

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 恐れ入りました。

報酬審議会は開いておりません。人勧どおりの改定をさせていただいているということでございます。委員も一緒でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） もう少し、休日以外の特勤手当というところなんですけれども、休日でも、休日に勤務すると、別に何時から何時までであろうと、1回8,000円なり6,000円なりということですよ。平日は、0時から5時までで8,000円か6,000円。例えば、平日から休日にわたるとか、逆に休日から平日にわたる、そういう場合でも、0時超えたら平日、休日ということになるのか、例えばですよ。細かい話ですけど、実際あると思うんですけど、どうなんですかね。

例えば、休日から台風が来て、ずっと管理職の方も出ていただいて警戒に当たってもらったりとか、そういうことが考えられるから、こういう手当も考えられたんじゃないかなと思いますけれども、平日に勤務されていて、午前5時までおられました。それで8,000円支給させてもらおうと。そこから、7時になっても解除されないという場合がありますね。その場合は、平日になりますから、時間外はつかないということですから、どうなるんですか。

1回につき幾らとって、連続している場合、2日にわたった場合、2日分支給されるのか。1回やけど、ずっとつながっている1回やと。せやけど2日にわたるという場合は、2日分支給されるんでしょうか。

もう1回確認ですけど、さっき8,000円と6,000円と言われたのは、課長の方が8,000円で理事が6,000円ということですか。今そう言われたように思うんですけども、もう1回確認したい。

それと、特別職ですけども、今回、職員については勤勉手当の支給率改定なんですね。それに特別職、町長や副町長や教育長や私たち議員も勤勉手当というのはないわけです。期末手当しかないわけで、自分が勤勉にやるのは当たり前なので勤勉手当というのはありませんけれども、職員の勤勉手当が改定されたのに、特別職は期末手当の率を変えるというのはどういうことなのかなど。特に特別職は、職員のように給料掛ける支給率というんじゃなくて、特別加算になるわけですね。議員の皆さん、自分の支給率は15%加算があるのはご存じやと思いますけど、特別職は135ですよ、35%の加算率があると。そういう加算が既にあるわけやから、今回そういう職員については改定があっても、特別職については支給率を変えなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

管理職特別勤務手当の関係ですけども、まず、理事は8,000円、課長は6,000円ということでございます。

あと、2日にまたがったときはどうでしょうということなんですけど、勤務は1回につきということが規定されています。

9番(谷田 操) つながっていたら1回。

理事(脇本和弘) はい、そういうことでございます。1回でございます。

あと、特別職の期末手当と勤勉手当の関係ですけども、あくまでも人勧どおりで、法案によってそのように定められますので、それに準拠して改正をさせていただいている、議員さんについても同じだということでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

4番(岩田 剛) これ、午前0時とか午前5時とかいう時間になるんですけど、時間は何で確認するんですか。タイムレコーダーあるんですかね。つ

いてるんですか、今。

これ、管理職の場合は、勤務については誰が指示をされるんですか。管理職は副町長の方からの指示で動くわけですか。ちょっとその辺教えてください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

勤務につきましては、今、タイムレコーダーがありますので、タイムレコーダーで把握をするということでございます。

あと、管理職の勤務の命令等につきましては、事と次第にはよりまずけれども、災害等々の危険性がある場合につきましては、もちろん副町長なり町長なりも相談をしながら、呼ぶメンバー、管理職の声かけとかいうふうな範囲も確認しながら命令を出すということになっております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

職員については久しぶりのベースアップということで、勤勉手当の支給率改善ということも歓迎されることであると思います。また、管理職の方であっても、深夜に及ぶ勤務がある場合、特別な手当を出されるというのは当然のことではないかと。昨今の災害が多発するような状況ですと、それも必要なことだと思いますので、その点は結構なことだと思うんですが、特別職については、既に期末手当については特別な加算がある上に、またその支給率、職員と同等に期末手当で加えるという必要はないと思いますが、1本の議案ですので賛成をしたいと思います。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村武壽）　　これで討論を終わります。

これより、議案第43号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　　挙手全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第48号、平成26年度井手町一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第48号を朗読説明）

議長（木村武壽）　　続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　ページ数で言いまして22ページですが、教育費の中の事務局費の委託料50万円というのは、何を委託されるのでしょうか。

それと、23ページの府指定文化財の助成金、これはどの文化財に対してどういう助成をされるのか。

それと、24ページ、災害復旧費ですが、才田川他ということで2カ所の箇所図が挙がっているんですけど、これはいつのどういう災害だったのか。大雨何回もありましたので、いつあったのか、どういうことになっているのか。それと、2カ所ありますけど、一つの事業名ですけども、場所も離れて

いますし、こういう場合は分割して別々の業者に発注をされるのか、工事費はそれぞれで2カ所で幾らずつぐらいになるのか、積ブロックとかかごマットとかいうのは、どちらの方でどういう工事をされるのかという説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の事務局費の委託料についてでありますけれども、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日施行ということで予定されております。この改正に伴い、井手町の関係条例・規則等々が多岐にわたって、広範囲にわたって改正が必要となってきますので、その例規整備に係る作業について業者に委託しようとするものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之) 谷田議員の2点目の、府指定文化財等助成金についてご説明いたします。

この補助金は、重要な文化財を保護するため、町文化財補助金交付要綱に基づきまして補助を行っております。当初予算で27万5,000円の予算を組んでおりましたが、本年度、玉津岡神社神楽殿の屋根の修復、地蔵院しだれ桜樹木保全、多賀神社の境内環境維持・防災設備保守点検といった重要な対象事業が多くあり、予算が不足するため、今回補正を行うものであります。

内訳につきましては、玉津岡神社神楽殿の屋根の修復に100万円、地蔵院しだれ桜樹木保全に7万円、多賀神社の境内維持管理に6万7,000円、同じく多賀神社の防災設備保守点検に8,000円であります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田 操議員の災害に関するご質問にお答えいたします。

まず、いつの災害かということでありまして、7月29日から8月12日

の台風12号、台風11号及び豪雨による災害復旧でございます。どういう災害かということにつきましては、河川災害でありまして、護岸の崩壊であります。

才田川他河川災害ということで2カ所あるということですが、1カ所が才田川でございます、もう1カ所につきましては、田村新田区にあります糠谷川という河川でございます。両方、河川災害でございますので、予算は計上を一つにしております。工事費につきましては、才田川につきましては730万円、糠谷川につきましては1,620万円を予定しております。

それぞれの工法でございますが、才田川につきましては、延長が44.4メートルでブロック積みでございます。面積は58平方メートルでございます。糠谷川につきましてはかごマット工でございます、延長が138メートル、かごマットの面積が271平方メートルでございます。あと、植生工ということで、芝ですが340平方メートル、仮設道路工で172メートルとなっております。

あと、1カ所で発注するのかなというようなことにつきましてのご質問でございますが、発注につきましては、発注審査会において検討して決めていくということになります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 別の問題ですけど、保育園のことなんですけど、ページ数で言うたら15ページから保育園の運営費が上がっていますが、ことし、例年11月に保育園の来年度の募集というのがあるんですけども、それが12月になりますということで、ホームページ等で広報されたんですけども、それがまだ、12月に入っても、いつになるのかわからないということで、いつ募集されるのか。それで、なぜおくられているのか。

午前中にもいろいろ議論があつて、保育時間の延長等を検討されているということですけども、11時間の保育時間、長い方の保育時間を確保しようと思うと、今、7時半から6時までということで、延長を最大やっているとして10時間半なわけですね。その30分を前に持ってくるのか後に持ってくるのか、それとももっと変えるのか、その辺ははっきりしないと、申し込まれる

方も、一体何時まで見てもらえるのかということで、勤務上の契約等とも差しさわりもあると思いますし、早く決めて募集をかけてほしいと思うわけですが、今どういう状況なのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

今回、入所の時期をずらさせていただいているというんですか、これにつきましては、今回の子ども・子育て新制度の移行に係る細かい詳細がまだ出てこなかったということから、今回、募集時期をおくらせていただいたと。今後の予定につきましては、この12月25日の広報の配布時に募集のチラシを出していきたいと。その後、1月に入りまして、募集の申請用紙、また受け付けをしていくという形で考えているところでございます。

それから、本日一般質問にもございました保育園の時間につきましては、今後検討していきたいというように考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 12月25日に広報に募集のチラシを入れるときには、それは明記されているんですか。時間延長については明記されるんですか。それはまだ間に合わないんですか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

理事（嶋田昌弘） ただいまのご質問にお答えします。

12月25日につきましては、時間等につきましては、延長を含めまして、改正する予定であるという形で掲載する予定でございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４８号、平成２６年度井手町一般会計補正予算（第４回）を採決いたします。

議案第４８号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第４９号、平成２６年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一）

（議案第４９号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４９号、平成２６年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第４９号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第５０号、平成２６年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第50号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第50号、平成26年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第51号、平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第51号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第51号、平成26年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月19日午前10時から会議を開きますので、よろしくお願いたします。

散会 午後 2時27分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 中 坊 陽